

- キ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業を行う事業所並びに同法に規定する知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
- ク 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業を行う事業所並びに同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び有料老人ホーム
- ケ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉センター及び母子休養ホーム
- コ 母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する母子健康センター
- サ ショーン事業、短期入所生活介護事業、短期入所療養介護事業、痴呆対応型共同生活介護事業又は特定施設入所者生活介護事業を行う事業所並びに同法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設
- シ その他アからサまでに類する施設として、規則で定めるもの
- (5) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- (6) 原湯 浴槽水として利用された湯水以外のもので、浴槽に直接注入される温水をいう。
- (7) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽水として利用された湯水以外のもので、浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入される水をいう。
- (8) 上り用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (9) 上り用水 洗い場及びシャワーに備え付けられて水栓から供給される水をいう。
- (10) 入浴施設 浴槽又はシャワーを有する施設で、施設の利用者を入浴させるために設置されるもの（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水利用により供給される水（以下「水道水」という。）のみを利用するものうち利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの、その他衛生上危害を生じるおそれがないものとして規則で定めるものを除く。）をいう。
- (11) 循環式浴槽 ろ過器を使用して浴槽水として利用された湯水を循環させる設備により湯水が注入される浴槽をいう。
- （旅館及び公衆浴場における基準）
- 第3条 旅館業法第4条第2項の措置の基準（入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止に関するものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃する場合にあっては、第4号から第6号まで及び第13号に掲げる基準は、適用しない。
- (1) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を設置している場合にあっては、貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。  
ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (2) 貯湯槽を設置している場合にあっては、定期的に貯湯槽と浴槽を結ぶ配管の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (3) 洗い場の湯栓やシャワーへ送る湯水の温度の調整に使用する設備を設置している場合にあっては、当該設備を定期的に清掃すること。
- (4) 浴槽は、原湯又は十分にろ過した湯水により常に満杯状態に保ち、かつ、これらの湯水を供給することによりあふれさせ、浴槽水を清浄に保つこと。
- (5) 浴槽は、毎日完全に換水し、清掃すること。ただし、循環式浴槽で毎日完全に換水しないものは、1週間に1回以上完全に換水し、清掃すること。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、規則で定める場合を除き、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は、測定の日から3年間保管すること。
- (7) 消毒装置を設置している場合にあっては、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水（利用者ごとに完全に換水し、その都度清掃している浴槽内の浴槽水を除く。次号において同じ。）は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- (9) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水は、前号の規則で定める基準に適合しているかどうかについて次に掲げるところにより水質検査を行い、その検査の結果は、検査の日から3年間保管すること。
- ア 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに毎日完全に換水している浴槽内の浴槽水にあっては、1年に1回以上
- イ 毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水にあっては、1年に2回以上（塩素系薬剤以外の規定による水質検査の結果が第8号の規則で定める基準に適合していないことが判明したときは、入浴施設の使用を中止するなど利用者の安全の確保に努めること。また、その結果のうち規則で定める事項について適合していないときは、知事に報告すること。